

昼間営業の飲食店・喫茶店の皆様

## あいスタ認証取得促進支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け広く飲食店に取得が求められる「ニューあいちスタンダード」(通称:あいスタ)の認証取得を促進するため、昼間営業のみで時間短縮の協力金の支給を受けられない飲食店・喫茶店を対象に支援金を支給します。

あいスタ認証 一・★  
プラス項目なし・★1つ **10万円**

あいスタ認証 ★★・★★★  
プラス項目★2つ・3つ **15万円**

愛知県感染対策協力金のうち  
午後8時を超える営業による  
**時短協力金の対象外の**  
稲沢市内の飲食店



### <あいスタ認証が申請未了の店舗の皆様>

- ・あいスタ認証は、申請してから認証を受けるまで3週間～1カ月超の時間がかかります。遅くとも令和4年1月31日までには認証を申請してください。
- ・あいスタ認証については、愛知県「あいスタ認証コールセンター」にお尋ねいただくか、前もって商工会議所・商工会に御相談ください。
- ・あいスタ認証では現地調査が行われますが、一度認証を受けた後、プラス認証項目(★)の数が増える見込みがある場合は、変更後に申請してください。

あいスタ認証コールセンター：052-977-3655

受付期間：令和4年1月5日(水)～2月28日(月)

受付場所：稲沢市役所 商工観光課

電話 0587-32-1332・32-1346

市ホームページ  
QRコード



<支援金申請手続き等の詳細は裏面、または市ホームページをご確認ください。>

## あいスタ認証取得促進支援金 申請書類等について

### <対象者>

稲沢市内の店舗で以下の全ての要件を満たす事業者

- ① 原則として令和4年1月31日までにあいスタ認証を受けており、広く一般利用者を対象とする飲食を主たる目的とした店舗（テイクアウトのみの店舗等は除く）
- ② 令和3年4月1日～12月31日において、愛知県感染防止対策協力金のうち営業時間の短縮を要件とする協力金のいずれの対象にもならない店舗  
（営業時間が午前5時から午後8時の間のみであった店舗）
- ③ 令和3年12月31日以前から営業しており、申請時に営業を継続していること、または休業している場合には営業再開の見込みが確定していること
- ④ 稲沢市の個人住民税、法人市民税の課税または申告があり、市税の未納がないこと

### <支給額>

あいスタ認証・プラス項目	支給額	認証項目（合計50項目）
認証のみ	10万円	42項目全てに取り組み、現地調査を受けることで認証されます。
★（プラス項目）1つ		42項目に加え、8項目あるプラス項目「非接触」「換気」「従業員」のそれぞれで認証を受けた場合に、認証ステッカーに★で表示される推奨項目です。
★（プラス項目）2つ		
★（プラス項目）3つ	15万円	

### <申請書類>

以下の書類を揃えて申請してください。一部の書類のみでは受け付けできません。

- (1) 交付申請書兼請求書（押印不要）
- (2) 誓約書（署名または記名・押印をお願いします。）
- (3) あいスタ認証通知書の写し
- (4) 決算書・確定申告書（確定申告がない場合、事業収支等を示す書類が必要です。）
  - ・個人事業者：原則として令和2年分の確定申告書、青色申告決算書または収支内訳書
  - ・法人事業者：直近決算に係る貸借対照表、損益計算書
- (5) 振込先の口座が分かるもの（通帳見開き1ページ目の口座フリガナ等が分かる部分）

交付申請書兼請求書及び誓約書は、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

### <受付期間・受付場所>

**受付期間：令和4年1月5日（水）～2月28日（月）**

\*申請期限は、令和4年2月28日ですが、できる限り1月31日（月）までに申請してください。

受付時間：上記期間の平日 午前8時30分～正午・午後1時～5時

受付場所：稲沢市役所 本庁舎2階 商工観光課 〒492-8269 稲沢市稲府町1

TEL 0587-32-1332

0587-32-1346

FAX 0587-32-1520

E-mail shoko@city.inazawa.aichi.jp

接触機会低減のため、郵便、FAX、電子メールでも申請を受け付けます。FAX、電子メール後に電話で確認をお願いします。また、郵送後2週間以内に連絡がない場合、到着を確認してください。